

# 幕末長州藩における年号「元治」と「慶応」

山崎 一郎

## はじめに

幕末期、年号は短い期間で替わった。ペリーが来航した嘉永以降でみると、同七年（一八五四）十一月に安政となった年号は、七年後万延に替わるも、翌年には文久となり、その文久も四年で元治となり、元治は翌年慶応に改元され、慶応四年（一八六八）が明治元年となる。大化<sup>1)</sup>慶応の二〇〇年間で一年号平均五年との指摘があるが、安政<sup>1)</sup>慶応間は一年号三・八年と平均以下を示す。

このような幕末期の年号につき、長州藩内では慶応改元後も元治年号が使われた例がある<sup>2)</sup>、という点に注目されることがある。古くは藤井貞文氏の小文があり<sup>2)</sup>、また令和の改元に際し新聞記事で取り上げられたこともある<sup>3)</sup>。

例として、禁門の変の責任を取り自刃した長州藩永代家老益田親施を祀る笠松神社（萩市須佐）にある元治三年、元治四年銘が刻まれた鳥居や石灯籠、あるいは元治の内戦時に諸隊が本陣とした金麗社（美祿市美東町）の参道に立つ元

治四年銘のある石灯籠などが有名で、このほか後述のように当館所蔵文書中にもいくつもの例が確認できる。ただし、毛利家文庫に残る藩庁文書、あるいは県内地方文書に慶応年号はごく普通にみえ、「長州藩内では慶応年号を用いなかった」わけではもちろんない。慶応改元後、意図的な元治使用例が少なからずあったということである。その理由につき、笠松神社の地元須佐（益田氏の本拠地）の場合、「主君の悲憤を思い、徳川慶喜に応ずるの意を思わせる『慶応』の年号を認めぬ反骨精神の現れ」と説明している<sup>4)</sup>。

こうした慶応改元後の元治使用例につき、現状では全体像の把握も不十分で、その理由、背景を当時の政治、社会状況をふまえ本格的に検討した例は見当たらない。そこで本稿では、長州藩内で慶応改元後も元治年号を使う例があったのはなぜか、元治年号をあえて使用した人々の意識、使用した理由につき検討してみることしたい。文久、元治、慶応期の長州藩は、下関事件（攘夷決行）、文久三年八

月十八日の政変、禁門の変、下関戦争、第一次、第二次幕長戦争と藩を揺るがす出来事が続き、特に禁門の変後は「朝敵」となるという事態に直面した。元治から慶応への改元はそのような時期の出来事であった。あらためて調べてみると、慶応改元後の元治使用例は広がりをもっており、単なる特殊事例として見過ごすべきではないように思われる。慶応改元後における元治年号使用の意味を問うことは、幕末期、長州藩内の人々がどのような意識、感情を持っていたかを考える有効な視角となりうる。改元という出来事に焦点をあて、幕末長州藩の歴史に新たな視点を提示できればと考える<sup>(5)</sup>。

## 一 改元の伝わり方

検討の前に、江戸時代における各大名領内への改元の伝わり方を確認したい。先行研究に学びつつ<sup>(6)</sup>、長州藩における改元通知受取事例を毛利家文庫「公儀事諸控」(41公儀事)等を参考にみていく。

### (1) 新元号の決定

江戸時代の改元には、天皇代始改元(天皇の代替わりに伴う改元)、革命革命改元(辛酉・甲子の改元)、変異・災異改元(大地震や大火を契機とする改元)のほか、将軍・前將軍の薨去に伴う改元などがあった。

新元号が決定され、朝廷から幕府へ伝えられる手順を簡

単にまとめれば、ア朝廷・幕府間で改元方針を決定、イ朝廷が複数の元号案を幕府に提示、ウ元号案に対する幕府意見を踏まえ朝廷が新元号を決定、エ朝廷から京都所司代を通じ幕府へ新元号伝達となる。

### (2) 幕府から諸大名への申渡し

新元号は、幕府から諸大名に申し渡され、その後、各領国へ伝達される。「公儀事諸控」で見える限り、幕府から大名への伝達方法、手順は一八世紀前半にはほぼ定式化されたようである。ここでは享和から文化への改元を例にみる(当時の長州藩主は九代斉房、在府中)。

#### ① 大目付廻状による諸大名への登城指示

まず、大目付から諸大名へ次のような大目付廻状が回覧される。廻状は各大名が属する組合ごとに廻される<sup>(8)</sup>。

(御用番中土井利厚)

土井大炊頭殿御渡候御書付写壺通相達候間、被得其意御同列様中并御嫡子方江も不残様無遅滞早々可有通達候、答之儀者先々從銘々不及挨拶、各より久田縫殿頭方江可申聞候、以上

(享和四年)

大目付

(徳島藩主・須賀治昭)  
松平阿波守殿

(広島藩主・淺野奇賢)  
松平安芸守殿

御留守居

別紙

大目付江

明日十九日惣出仕有之候間、服紗小袖麻上下着用、四時登城候様可被達候

享和四年二月十八日、大目付から長州藩が属する組合の御用番である徳島藩・広島藩の「御留守居」（江戸藩邸役人）へ発給された廻状である。廻状は組合内の各大名家（江戸藩邸へと廻される。前半が廻状本文、後半（別紙）以下）が添付された老中からの「書付」の写である。「書付」では、指定日に江戸城へ「惣出仕」するよう命じるとともに、出仕時の服装、時間が指示されている。登城の理由は記されていない。廻状は惣出仕前日に廻されている。

②在府大名の登城

指示に従い各大名家は十九日に江戸城に出仕した。ただし在府の大名でも、病氣、当主幼少などの理由で当日出仕できない者もいた。もちろん、在国中の大名、参勤途上の大名は出仕できない（代理で大名家臣が登城するわけでない）。

③老中の申渡し

文化改元の場合、大広間詰および柳の間詰の大名が江戸城松の間廊下に揃い、そこで御用番老中土井大炊頭が改元のことを申し渡した。そののち、大目付から新元号を記した書付（文化と認有之折紙）が廻され、大名たちはそれを順々に見て、改元を祝す言葉を述べ退出した。各大名家は

れにより新元号の文字を確認した。

ちなみに、宝永改元の場合（一七〇四）、元禄十七年三月晦日、江戸城白書院に登城した大名へ対し、老中稲葉丹後守から前年の大地震を理由に改元した旨が仰せ渡され、そののち新年号「宝永」の文字が書かれた高檀紙が「小広蓋」に入れられ大名たちに巡覧されている。

④同席触廻状による事後連絡

指示した出仕日に登城できなかった大名家への周知を図るため、老中申渡日と同日に、改元を知らせる廻状と新年号を記した書付が同席触廻状で大名間に回覧される。廻状は大名が属する組合ごと、各江戸藩邸に廻される。廻状には、今日老中から改元の申渡しがあつたこと、大目付から組合内の大名への通知が指示されたことが記され、加えて新元号を書いた書付（包紙付）が添付された。

今日致登城候処、別紙之通従京都被仰進年号改元被仰出候旨、土井大炊頭殿被仰渡候。尤此段各様江致通達候様大目付久田縫殿頭を以書付被相渡候。依之致順達候、以上、

二月十九日

佐賀藩主鍋島治茂  
松平肥前守

采沢藩主上杉齊定

下二付紙

上杉弾正大弼様

御廻状之趣国元弾正大弼江可申聞候、  
上杉弾正大弼内 立岩善右衛門

松平安芸守様

承知致順達候

松平大膳大夫様

承知致順達候

松平相模守様

幕末長州藩における年号「元治」と「慶応」（山崎）

上り檀紙一枚横折

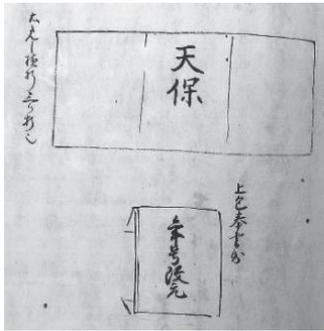
「文化」

上包大広奉書上下押折

「年号」

今回の場合佐賀藩が発信元となり、組合内の米沢・広島・萩・鳥取各藩に廻状が回覧された。「公儀事諸控」には廻状宛名下に各藩邸が記したコメントも書き留められている。

藩主が在府中であつた（登城して老中申渡しを直接聞いた）長州藩の場合、宛名下に「承知致順達候」と簡略に記しているのに対し、米沢藩の場合、「国元の弾正大弼（藩主上杉斉定）に伝えます」と江戸藩邸役人が記しており、当時、米沢藩主が在国中であつたことがわかる。在国中の大名家はこの同席触廻状により改元を正式に知り、添付の書付により新元号の文字も確認できた。なお、天保改元時の記録には



書付の絵が残り、その形状がわかる（上写真。「上包奉書帑」「右たんし（檀紙）横折三ツ折也」とある。<sup>(10)</sup>）

同日、別の大目付廻状が佐賀藩経由で廻されている。内容は、ア病氣、幼少のため今日江戸城に登城しなかつた大名家は、「先

例之通」老中宅へ使者を派遣すること、イ在国中の大名家は改元を承知した旨を「飛札」で知らせることを指示する。在府中ながら登城しなかつた大名家の場合、江戸藩邸役人が御用番の老中宅に向くよう幕府から求められたこと、幕府が在国中の大名に対し通知受取の確認を求めていたことがわかる。

#### ⑤ 一七世紀後半の状況

十七世紀後半には通知手順に異なる状況もみえる。

貞享改元の場合（一六八四）、二月二十八日、江戸城に「月次之御登城」をした三代藩主吉就ら諸大名に対し、老中堀田筑前守から貞享改元が申し渡された。また、宝永改元の場合（一七〇四）、三月二十八日「例之通」江戸城に登城した四代藩主吉広ら諸大名に対し、大目付から「御用之儀」があるので明日四ツ時以前に登城せよとの指示があり、これに従い翌日登城した大名たちに老中から改元が申し渡された<sup>(11)</sup>。これらの例では、大目付廻状による事前の登城指示という手順は無く、定例出仕の機会を捉え、その日に改元を申し渡したり、翌日の出仕を命じた上で改元を申し渡したりしている。

また藩主在国中の事例だが、万治改元の場合（一六五八）、八朔祝儀の日、藩主在国中のため長州藩の公儀人が江戸城に登城し祝儀を申し上げたところ、同様に登城していた大名家公儀人らに待機命令があり、その後、老中から七月二

十三日付で万治改元したことが仰せ渡された。<sup>(12)</sup>

天和改元の場合（一六八一）、十月九日老中が改元を申し渡した。ところが長く病氣と称していた二代藩主綱広は出仕しなかった。登城しなかった大名、在国中の大名へ幕府から特段の通知はなく、長州藩公儀人が老中大久保加賀守邸へ出向きようすを尋ねると、「延宝之年号天和二改元之儀、天下一統之儀ニ而無隱事候故」とされ、出仕しなかった大名家へは「何も被仰渡無之」との回答であった。<sup>(13)</sup>

十七世紀後半には廻状による事前の出仕指示、あるいは指定日に登城できなかつた大名への事後通知などは無く、天和改元時のように、江戸城での申渡し以外は特別な対応がされない場合もあった。このような段階を経て、十八世紀前半には在国中の大名や申渡日に登城できなかつた大名へも漏れなく改元を伝える手順が整えられていく。

### (3) 江戸から国元へ

改元情報は各大名家の江戸藩邸役人から国元へ伝えられる。長州藩では、藩主在府時は江戸加判役・当役から国元加判役・当職あてに、藩主在国時は江戸留守居役・公儀人から国元の加判役・当役・当職あて書状が送られる。文化改元の場合、二月十九日付で江戸から書状が送られ、受け取った国元が翌月六日付で家臣に改元を伝えているので、江戸へ萩間に要した日数は一六日もしくは一七日となる。一方、正徳改元（一七一二）の場合、五月四日付で江戸か

ら書状が出て、萩到着が同十八日、要した日数は一四日であった。<sup>(14)</sup> 貞享改元（一六八四）の場合、二月二十八日に「態早飛脚」で江戸から書状が送られ、それを受けた国元加判衆が支藩に三月十二日付で改元を通知しているの<sup>(15)</sup>、江戸の書状は一二日で萩に到着したことになる。天候に大きく左右されようが、書状は早ければ一二〜一四日で萩へ着いた。参勤交代では江戸へ萩間に三〇日前後を要しており、それと比べればかなり速い。

### (4) 家臣への通知

藩内の家臣たちへは次のような藩の惣触で改元が伝達される。<sup>(16)</sup> 家臣たちはいずれかの組・組織（支配）に属しており、属する組・支配からこの触を知る。

享和之年号当二月十九日文化二改元被仰付之旨、於江戸被仰出候付、御国中之儀も今六日方文化年改被仰付候事

### 文化元年

三月六日

右之通相触候様との御事

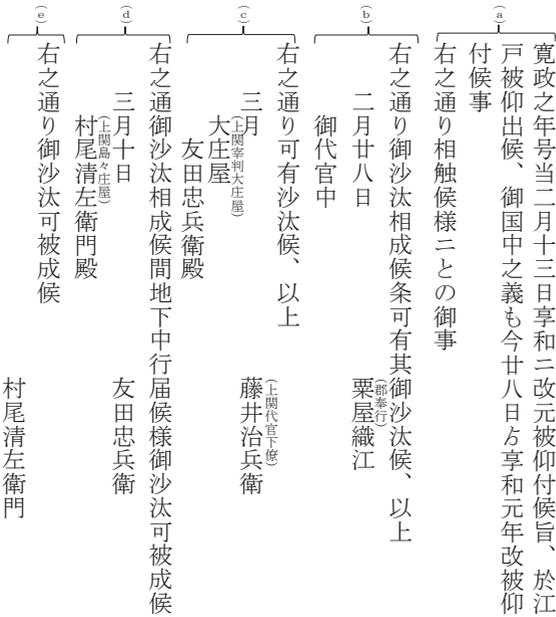
右之通、組支配中江も可被相触候事

### (5) 藩内百姓への通知

藩内百姓へは、当職所↓郡奉行↓代官↓大庄屋↓庄屋↓畔頭というルートで改元が伝えられる。上関宰判佐合島蔵入地の畔頭を務めた佐川家の文書に「大公儀其外御触写」

（平生町佐川家文書9）が残る。この文書から、享和改元時（一八〇二）での佐合島への伝達のあり方がわかる。

享和元年（寛政十三年）二月十三日、老中から大名へ改元申渡しがあり、十四日萩藩江戸藩邸は国元へ改元を知らせる書状を送った。同月二十八日頃、書状が萩に着き当職所が受理した。江戸城での申渡しから一五日後である。以後、各村畔頭までの伝達は次のような形であった。



（a）～（e）、ブレースは山崎注記

（a）が当職所の発した改元を伝える触である。それを受けた郡奉行が二月二十八日に各代官へ通知（b）、三月初め（日不明、二月末は二十九日）上関代官所下僚がこれを上関宰判の大庄屋へ通知（c）、十日に大庄屋が上関島々庄屋（上関宰判内の諸島を管轄する庄屋）へ通知（d）、そして上関島々庄屋が管内の畔頭にそれを通知した（e）。島々庄屋が畔頭に通知した日時は記されていないが、佐合島の畔頭佐川家は、三月十日かその数日内に受け取ったであろう。藩の正式ルートでは、江戸城での申渡しから約一ヶ月で佐合島まで改元情報が届いた。藩内各村末端（畔頭管内）に情報が行き渡る日数のひとつの目安になる。

ただし、佐合島は江戸時代の物流の大動脈・瀬戸内海に浮かぶ島である。藩からの正式な通知以前、日常生活の中ですでに改元情報が届いていた可能性は十分ある。萩に江戸から情報が届くころ、ほどなくして佐川家も改元情報を耳にしたとしても不思議ではない。

（6）本藩から支藩への通知

長州藩支藩の長府藩・徳山藩は、他の大名家同様、江戸城に登城し、あるいは自らが属する組合内の同席触廻状で改元を知る。文化改元の場合、徳山藩が同席触廻状により江戸で文化改元を知っていたことは徳山毛利家文庫「公儀より被仰出控」で確認できる。

ところが本藩長州藩は、江戸から改元通知を受けると国

元加判衆が長府・徳山藩および岩国領に対し必ず改元の通知を行っている。本支藩関係を重視する長州藩は、幕府から改元情報を受け取ると、それを本藩が支藩へ通知するという形式(たてまえ)を重視した。なお、これを受け長府藩は支藩である清末藩へ改元を伝達する。

## 二 元治改元と長州藩

前章を念頭に、幕末、元治改元時における長州藩内での通知のありようをみる。一八六四年、文久四年が元治元年となった(甲子革命改元)。その流れは次のようであった。<sup>(17)</sup>

・ 文久三年十一月十一日、朝廷内で翌年二月中く下旬の改元が発表される。

・ 十二月十七日、改元案七つが決まる。

・ 文久四年一月八日、将軍家茂が大坂城へ入城。

・ 一月十五日家茂入京、二条城へ入る。二条城で老中、将軍後見職徳川慶喜、大目付らと元号案につき協議。

新元号を「元治」とする。

・ 二月二十日、「元治」に改元。

・ 三月一日、江戸城で老中板倉周防守が「元治」への改元のことを申し渡す。

長州藩は元治改元につき、三月十六日に次の触を家臣に出している。<sup>(18)</sup>過去の例と同様、改元が江戸で仰せ出されたことが明記されている(傍線は山崎、以下同)。

幕末長州藩における年号「元治」と「慶応」(山崎)

文久之年号、当月朔日元治ニ改元被仰付之旨、於江戸被仰出候付而、御国中之儀も今十六日方元治元年ニ改被仰出候事

右之通組支配中江も可被相触候事

元治元年

三月十六日

また、長州藩加判衆から支藩へ次のように通知している(長府藩のみ示す)。<sup>(19)</sup>

一 筆令啓達候、今度文久年号改元、元治ニ被相改之旨、去ル朔日板倉周防守様被仰渡候段、江戸方申来、御国中其沙汰被仰付候、其元之儀も此趣を以御沙汰候様可申達旨候、恐惶謹言

三月十六日

福原越後  
田舎龍越二付

清水清太郎

同断  
国司信濃

根来上総

同断  
浦 鞆負

益田右衛門介

同断  
毛利出雲

毛利筑後

在萩二付  
穴戸備前

細川宮内様

三好内蔵介様

西 蔵人様

毛利勘兵衛様

迫田伊勢之介様

尚以左之趣清末江も可被仰  
達候、将又左之飛脚今朝到  
来二付、爰元之儀者早速其  
沙汰被仰付候、以上

この史料から、三月一日江戸城で老中による改元申し渡しがあったとの情報が、「江戸方」すなわち長州藩江戸藩邸から国元へ伝えられた事実を確認できる。この月、藩主慶親（敬親）は山口にいる。このため「江戸方」とは、先例通り、大名間の同席触廻状で幕府の正式な改元通知を江戸藩邸が受け取ったことを意味する。この点は重要である。

元治元年（文久四年）三月時点の長州藩は、前年文久三年八月十八日の政変で失った京都での政治勢力、その回復に必死であったが状況は芳しくない。前年九月、加判役根来上総が歎願のため上坂するも入京は認められず、続いて十一月家老井原主計が長州藩の正当性を主張する「奉勅始末」を携え伏見に赴くも朝廷は入京を許さなかった。井原は文久四年（元治元年）正月大坂に戻る。一方、政変後の長州藩への処分をどうするか、いわゆる長州処分問題は朝議・幕議とも紛糾した。そうしたなか三月、京都では参与会議が瓦解し有志大名たちは次々に帰国する。

元治改元時点の毛利家・長州藩は、八月十八日の政変後、処分対象ではあったものの、禁門の変後とは異なり「朝敵」

ではなく、武家社会における大名としての公的な立場を失ってはいない。この違いは大きい。それゆえ長州藩へは従来どおり同席触廻状が廻り、江戸藩邸がそれを受け取り、公式な改元情報を得、藩邸がそれを国元へ伝え（「江戸方」）、それをもって藩内へ改元通知を行うことができた。

### 三 慶応改元と長州藩

（1）江戸城での申し渡し

一八六五年、「元治」は「慶応」に改元された。改元までの流れは次のようなものである。<sup>20</sup>

- ・ 元治二年二月十六日、朝廷内で三月中旬に改元することが内定する。
- ・ 三月十七日、元号七案が選出される。孝明天皇は「慶応」を推し、幕府も同意する。
- ・ 四月四日、朝廷は在京中の諸藩に対して「改元拝見」を許可する

・ 四月七日、京都で「慶応」改元が公表される。

青山忠正氏は、慶応改元が東照宮二百五十回忌にちなんだものであり、「徳川家にとって『慶応元年』は、新たな出発を告げる年になるはずであった」とい<sup>21</sup>。

秋田藩家老を務めた宇都宮孟綱の日記『宇都宮孟綱日記』の同年四月十八日条に「年号改元之御沙汰も有之候」とあり、この日江戸城で老中から各大名へ改元の申渡しがあつ

たことがわかる。<sup>(22)</sup>同様に、広島藩家老東城淺野家の家臣村上彦右衛門の日記、同年五月八日条に「去月十八日、年号慶応と改元被仰出候之旨御移檄出ル也、京師二而ハ去月七日ニ被仰出候由」とあり、やはり四月十八日に江戸で幕府から諸大名へ改元の申渡しがあったことが確認できる。<sup>(23)</sup>

(2) 長州藩内での通知

元治二年 $\parallel$ 慶応元年四月は、長州藩内では元治の内戦を経て抗幕政権(幕府には恭順するが、攻撃を受けた時は戦う方針)が成立した三月二十三日直後になる。<sup>(24)</sup>一方幕府は、江戸城での改元申渡の翌十九日、長州藩に「不容易企有之」という理由で、来たる五月十八日に長州藩征討のための將軍進發を諸大名に布達する。時代は第二次幕長戦争へ向け動き出す状況にあった。

長州藩は、閏五月十一日に家臣たちへ慶応改元を通知する触を出している。<sup>(25)</sup>江戸城での申渡し、四月十八日から約二ヶ月後であり、過去と比べひと月も遅い。

元治之年号慶応ニ改元之旨被仰出候由相聞候二付、

御国中之儀も今十一日方慶応元年改被仰付候事

右之通組支配中江も可被相触候事

慶応元年

丑閏五月

注目したいのは、「慶応改元を(幕府老中が)仰せだされたということ」を聞いたので、藩内でも閏五月十一日から慶応

改元のことを仰せつける」と記されている点である。過去の触と比べると、「江戸で仰せつけられた」との文言がない点で決定的に異なる。

長州藩士児玉惣兵衛は自身の日記、閏五月十一日条に次のように記す。<sup>(26)</sup>

一 今日方慶応元年ニ改

御国中今日方改元、京都・江戸被仰出之月日不知

慶応改元のことを記した文の下に割注で、「藩内は今日から改元となった。京都・江戸で改元が仰せ出された月日は知らない」と記し、幕府から改元通知が無かったことへの違和感を隠さない。

長州藩にとり慶応改元は、幕府の正式な通知を受け取らないまま藩内に改元通知せざるをえないものとなった。この点が以前との大きな違いである。これは前年の禁門の変の結果、長州征討の勅旨がくだされ、毛利家が「朝敵」となったことによる。「朝敵」毛利慶親(敬親・定広(広封)父子には、朝廷が与えた位階官職の停止、將軍が与えた「松平」姓、官途名(大膳大夫・長門守)、名の「慶」「定」剥奪、江戸・大坂屋敷等の没収・破却、藩主父子の領外移動禁止、儀礼的処遇の停止などの処置がくだされ、青山忠正氏の表現によれば、毛利家は「大名としての公的な人格を否定」され、「大いなる不名誉と不利益を強い」られた。<sup>(27)</sup>「朝敵」毛利家は、幕府から正式な改元通知を受ける立場ではなか

った。そもそも江戸屋敷は没収され（元治元年七月）、改元を知らせる大名間での廻状を受け取る術もない。一方、全国には慶応改元は通知されている。長州藩の人々は、ほどなくして、さまざまなルートでそれを知る。

当時の長州藩の主張は、後述の「長防臣民合議書」や「出師激」などに明快である。禁門の変での罪は、三家老が腹を切り、藩主父子が征長総督府に伏罪書と請書を提出し、形式的とはいえ山口城破却の検分なども終え、第一次幕長戦争は終結した。そもそも長州藩は一貫して朝廷・幕府の意向に添って行動しており、藩主父子は冤罪である。「にもかかわらず幕府は再度征長軍を動かそうとしている。『謝罪済み』『藩主父子は冤罪』『これ以上、領地の削減や藩主父子への処罰をうける理由はない』。このような認識の長州藩にとり、改元という重大事が幕府から通知されなかった事実は、さらに屈辱的出来事となる。

一方幕府としては、第一次幕長戦争により長州藩は禁門の変の罪を認めたが、罪に対する処罰（長州処分）は別途決め、それを長州藩が認めなければならぬという認識であった。幕府からすれば、毛利家・長州藩の復権は処罰後のことであり、現時点、慶応改元通知を正式に受け取る立場にないとの考えであろう。これはこれで理屈がある<sup>(28)</sup>。

改元を知った長州藩政府内では、藩内へ通知すべきか議論があったと思われる。推測だが、ア幕府から通知を受け

ていないのだから「元治」を使い続けるべき、イ全国的にはすでに通知されており「慶応」を用いざるを得ない、との意見が対立し、後者でも、ウ正式に通知する、エ通知はせず使用を黙認する、との意見対立があったかもしれない。

結局、藩は藩内へ改元を通知した。人々はいつか改元を知る。通知しなければ「慶応」を使ってよいのか」と藩に尋ねるだろう。特に年貢納入に関わる文書・帳簿を毎年藩に提出する村役人にとり、そこどの年号を使うかは重大事である。あいまいは混乱を生む。幕府からの通知がない中、藩が正式に慶応改元を通知したことは混乱を避ける現実的判断であったと評価できる。ただしそれは、幕府から通知を受けとっていない上で藩内に改元を伝えるという、二重の意味で屈辱的出来事となる。

明治十八年（一八八五）、毛利家編輯所の中村弼が編纂した毛利敬親の伝記「忠正公一代編年史」、その元治二年閏五月十一日条は次のように記される<sup>(29)</sup>。

十一日

襄二、元治ノ年号ヲ改メ慶応トナセトモ、朝廷・幕府貶テ我藩ニ告知セス、因テ政府令シテ自今元治ノ号ヲ止メ慶応ノ号ヲ用ヒシム

「朝廷・幕府が貶めて（見下して）我藩に慶応改元を告知しなかった」とある。二〇年後の記述ではあるが、「貶テ」が、当時の感じ方、認識のひとつを伝えるものである。

### (3) 改元後の「慶応」使用

藩の触により藩内では閏五月十一日から年号は「慶応」となり、以後公式には「慶応」が用いられる。実例を示す。

毛利家文庫「御書付控」は藩中枢の当職所が作成した記録で、当職所が発した法令・通達を時系列で(年ごとに)控えている。当該年をみると、五月までは「元治二年」、閏五月十一日以降は「慶応元年」が用いられている<sup>(30)</sup>。

また、大島宰判三浦村庄屋佐川家が作成した「証文控」(周防大島町佐川家文書104)は、庄屋が奥書した村内諸証文(借用証文、土地売買証文等)を控えたものである。この冊子を見ると、閏五月分の証文までは「元治二年」が用いられ、続く七月以降の証文では「慶応元年」が用いられている。

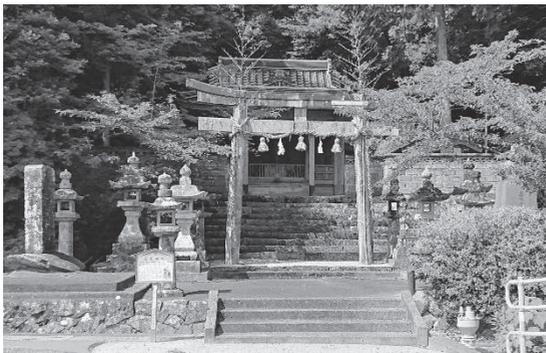
二つの例を示したが、藩の触に従い、閏五月十一日以降、藩内でも年号は「慶応」となり「慶応元年」が用いられ始めている。年号切替は公的には確実に行われた。ゆえに閏五月十一日以後、年後半で「元治二年」が使われていれば、それは「うっかり」とか「触を知らなかった」ということではなく、意図的なものと理解すべきことになる。

### 四 慶応改元後の「元治」使用例

慶応改元後の意図的な「元治」使用例として確認できたものを次にあげる(文書は当館「諸家文書」を対象とした<sup>(31)</sup>)。

### A. 笠松神社の石造物(萩市須佐)

前述のように、笠松神社は禁門の変の責任をとる形で自刃した永代家老益田親施を祀る神社で、慶応元年家臣らにより創建された。同社鳥居には「元治三年丙寅四月建之」の銘があり、このほか境内の石燈籠に「元治三年丙寅八月」(奉献「益田兼義」)、「元治四年丁卯八月」(臣四組)、「元治四年丁卯九月」(御手廻中)などの銘が残る。いずれも益田家家臣から献納されている。また、手水鉢にも「元治四年丁卯十月吉日」(奉納者「石州出張散隊宅野定徳」ほか)と刻まれたものがある。ただし、同社の石造物に「慶応」が使われたものもある。「慶応四年戊辰八月吉祥日」銘がある手水鉢(奉献「益田邦衛致恭ほか」)、「慶応四年辰九月朔日」銘がある井戸石垣(奉納者「下田萬村大谷實秀」)も残る。



笠松神社(鳥居・石灯籠に「元治三」「元治四」銘)

B. 金麗社の石灯籠（美祿市美東町大田）

前述のとおり、元治内戦時に諸隊が本陣とし戦勝を祈願した金麗社に奇兵隊が奉納した石灯籠一対があり、そこに「元治四年丁卯秋七月立 奇兵隊」と刻まれている。もちろん銘は奉納時のものである。この石灯籠はもと豊前国の延命寺（現北九州市小倉北区）のもので、慶応二年六月の小倉口の戦いの後、参戦した奇兵隊士が持ち帰ったという。同寺は小倉口の戦いの際、小倉藩兵が陣地とし長州藩兵との激戦になった場所であった。当館に該当部の碑文拓本がある（阿武孝太郎収集資料<sup>34</sup>。左写真<sup>32</sup>）。



C. 東行記念館所蔵の石燈籠

奇兵隊士が延命寺から持ち帰った石灯籠がもう一対、下関市立東行記念館に残る。これには「元治四年冬立 奇兵隊」と刻まれている。同館の説明文によれば、小倉口の戦いでの戦利品として奇兵隊士が持ち帰り、丸山八幡宮（現下関市吉田）に奉納され、のち昭和四十六年（一九七二）に東行庵へ移設されたものという。

D. 「奇兵隊士および諸隊士顕彰墓地」の墓石

東行記念館裏の「奇兵隊士および諸隊士顕彰墓地」は、昭和四十六年、各地の諸隊士の墓を東行庵住職が集め移設し供養したもので、数十基の墓が立つ。その中の三基に「元治三年」の年号を確認できた。墓には小倉口の戦いで戦死、もしくは戦闘での負傷が元でその年に死去したことが刻まれている。それぞれの享年は一六、二〇、三〇であり、戦いで多くの若者が命を落としたことを伝える。ただし、同地には「慶応二年」が刻まれた墓も多い。

E. 本行寺の諸隊士墓石（下関市）

下関市の本行寺は、文久三年五月の攘夷決行（下関事件）時、本陣が置かれた場所である。同寺にも小倉口の戦いで死去した諸隊士の墓が数多くあり、その中に「元治三年」を刻んだものがいくつもみえる。ただし、ここでも「慶応二年」を刻んだ墓は多い。

F. 朝日山招魂社碑（山口市秋穂二島）

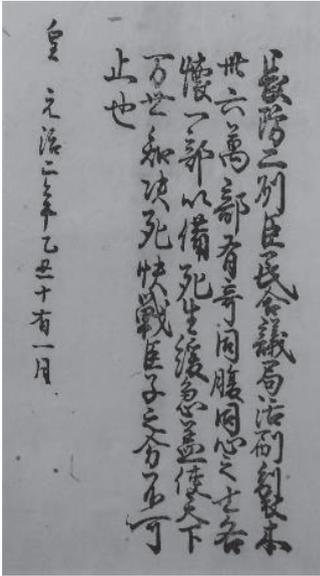
「朝日山招魂社碑」は、山口市秋穂二島の朝日山招魂社に立てられた碑である。禁門の変、元治の内戦で戦死した諸隊八幡隊の隊士を弔うために立てられ、隊長督堀真五郎が撰文したその碑文には、「元治三歳次丙寅春三月」と刻まれている。戦死した隊士を称える碑文中には「以身殉国」「一死殉国」の文字がある<sup>33</sup>。

## G. 長防臣民合議書

慶応元年五月、長州再征のため將軍家茂が江戸を進発し、九月朝廷が再征勅許、十一月に幕府が諸藩へ長州征討出兵を命ずる。同月から翌二年にかけ広島で幕府と長州藩の交渉が行われ、宍戸備後助が藩代表として交渉にあたった。

「長防臣民合議書」はこうした状況下に作成された印刷物で、表紙の裏には「皇 元治二年乙丑十有一月」とある(左写真)<sup>(34)</sup>。ただし、実際は慶応二年(元治三年)一月以降に作成されたものである<sup>(35)</sup>。その内容は、近づく幕府との戦争に対し、「防長士民」が藩主父子の冤罪を晴らすため決死の覚悟で臨んでいることを強調する。冒頭には、本書が三十六万部刷られ、藩内士民がこの書を懐に決戦に臨んでいるとの記述もある。

本史料については三宅紹宣氏の指摘がある。それによれ



長防臣民合議書(部分)

幕末長州藩における年号「元治」と「慶応」(山崎)

ば、これは広島で幕府交渉にあたる宍戸備後助が発案し、国元藩政府と協議の上、作成されたものであった。冒頭の記述から、第二次幕長戦争時、防長の人々がこの書を懐に決死の覚悟で戦いに挑んだと語られる場合もあるが、実態は「広島における幕府との政治交渉を有利に展開するため」に作成された宣伝工作文書<sup>(36)</sup>であり、「広島応接において長州藩率藩一致体制を擬装するために作成」された。三十六万部という印刷数も正確ではなく、実際は数千部程度が刷られ、宣伝工作という性格上、広島など領外で配布されたものが多い。宣伝工作はかなりの成果をあげたという。<sup>(36)</sup>幕府軍との戦争が迫る中、広島での幕府交渉を有利に進めるための宣伝工作文書に、藩政府は「元治」を使用した。なお、年号の頭に「皇」とある意味は不明である。

## H. 高札「出師檄」

「出師檄」<sup>(37)</sup>は、第二次幕長戦争開始後、越境し他藩領に進軍した長州藩軍が各地に立てた高札である。この高札に「元治三丙寅六月」と記されている。元治三年＝慶応二年六月は、幕府軍が大島砲撃を行い、第二次幕長戦争が開始された月にあたる。「出師檄」の現物は、岩国市錦町大原の讚井家に残されていたもの(岩国市指定有形文化財、県立山口博物館蔵)のほか、広島県大竹市の厳神社所蔵のものが知られている。また記録上では、<sup>(37)</sup>石州口の戦いでもこの高札が用いられたことが確認できる。

高札は次のような内容である（県博所蔵分を示す）。

出師檄

今般御領罷越候者、敵国種々冤枉相湊ひ、昨年来安芸守様江依頼し、連々歎願致候も、幕府御出先御役々更ニ御採用無之、剩へ名代家老を拘留せられ、御軍勢被差向候哉二而、朝廷將軍家之御處置とハ不奉存候處、近日處々海岸小民を被劫候次第、弥以御出先一時之御取計明確ニ付、無拠軍勢を以て其次第相尋ね、拘留を取返し、直様闕下へ衷訴致候心得にて、全く御国江対し豪も異心無之、別而乱妨相戒候条、村々在々安堵、各其家業可相務、依而如件

県令条々

- 一 当御領民を強かし無拠次第ニ付、何角難義候廉も可有之候付、無遠慮可訴出、夫々可遂詮儀候事
- 一 兵災のために難渋飢渴ニ及候村々ハ訴出次第速ニ可処置候事
- 一 兵士乱妨堅相禁候、自然之儀候ハ、速ニ可訴出、屹度厳科ニ可處候事

元治三丙寅

長防

六月

士民中

高札は、第二次幕長戦争時、他藩領に進軍した長州藩軍

が、進軍地の人々にみずからの戦いの正当性をアピールし、民心の安定を図るために立てられたものである。長州藩軍が越境し他藩領に進軍した理由を述べるとともに、長州藩軍兵の乱暴狼藉を強く戒めていることが強調されている。進軍の理由として、藩主父子が無実の罪を問われ、歎願を繰り返したものの、幕府の出先役人はそれを取り上げることなく、逆に藩の名代を拘禁し（慶応二年五月九日、老中小笠原長行が広島で宍戸備後助らを拘禁した事実を指す）長州藩に軍勢を差し向けたことに対し、朝廷へ哀訴する軍事行動であり、進軍地の人々へは異心はなく、兵には乱暴狼藉は戒めているので安心してほしいことを伝える。後半部分は兵士に対する禁制となっている。

竹本知行氏はこの「出師檄」について、石州口の戦いにおいて戦争を主導した大村益次郎が、民衆の支持を獲得する意図で立てたことを指摘し



出師檄（岩国市有形文化財／県立山口博物館蔵）

ている<sup>(38)</sup>。高札に「元治三年」を記すというアイデア自体も大村の発案だったのだろうか。

I. 芸州口の戦いを描いた絵図（亙理家文書<sup>315</sup>）

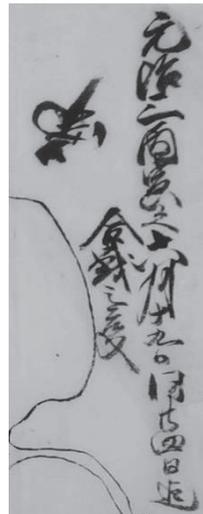
長州藩一門宍戸家家臣亙理家の伝来文書の中に、第二次幕長戦争・芸州口の戦いの六月十九〜二十四日の戦況を描いた絵図が残る。各地の戦闘状況、軍の配置などを記した



「元治三丙寅之六月十九日同廿四日迄合戦之事」

この絵図には、「元治三丙寅之六月十九日同廿四日迄合戦之事」との記載がある（写真<sup>39</sup>は北を上にした。戦いは宍戸家中の兵士で構成される諸隊「三丘兵」四五名も参戦している<sup>(39)</sup>。亙理家が一人であった

かは不明だが、後年この戦いを描いた絵図の説明文に亙理家はあえて「元治三」の年号を用いている。



（該当部分）

J. 武田隊旨意書令条写（小沢家文書<sup>421</sup>）

「武田隊旨意書令条写」は長州藩寄組柳沢家家臣小沢家に伝来した文書である。文書の表紙、奥書に「元治二丑ノ十一月日」とある（次頁写真）。詳細は今後の検討に委ねるが、「武田隊」とは、柳沢家中で結成された同盟、党派を指し、その結成趣意書が本文書とみられる<sup>40</sup>。

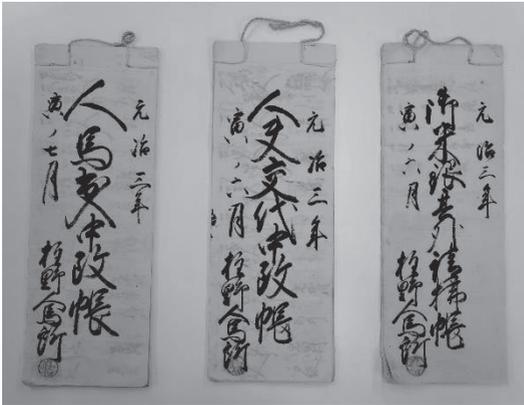
文書後半「令条」には、「同盟中」で守るべき規律が列挙される。例えば、

一 兩殿様尊攘之義拳二付而ハ御父子様之御職務重ク奉考、断然御実効相立候様一同奮起第一、御家来中人才を選ひ賞罰を正し、青天白実之所置可為肝要候事との条文がある。藩主毛利家（兩殿様）の「尊攘之義拳」達成のため、柳沢家家臣として柳沢家当主父子（御父子様）の職務を重く受け止め、家臣一同奮起することが誓われる。



L. 芸州口の戦いでの人馬調達関係帳簿（宇野家文書<sup>28</sup>）

宇野家は、長州藩領熊毛郡下久原村に居住し、幕末期には近隣の庄屋を務めた。酒造業を営んでいる。同家は幕末期、高森に駐屯した遊撃隊はじめ諸隊の兵站業務を担当した。宇野家文書には「元治三年寅ノ六月」「元治三年寅ノ七月」と記された帳簿が残る。「御米銀其外請払帳」「人馬交代中改帳」「人馬出入中改帳」の三点で、表紙には「柱野人馬所」とある（左写真）。これらは山陽道の宿駅柱野で継ぎ



立てた人馬につき、周辺村々からの提供数などを書き留めたものである。

元治三年（慶応二年）六〜七月は第二次幕長戦争の最中であり、柱野は芸州口の戦いの最前線に近い。宇野家は柱野で諸隊など長州藩軍への人馬提供業務を担い、これら帳簿を作成した。帳簿表紙に「柱

野人馬所」とあるのはそれを意味する。

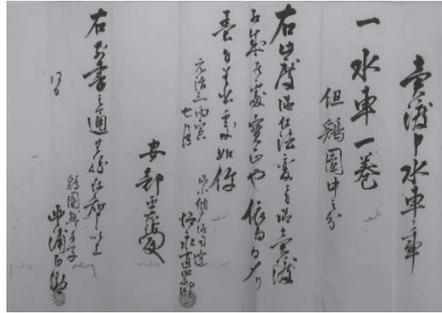
宇野家はこの時期、家の経営に関する帳簿などには普通に「慶応」を使っている。そうした中、右の三点のみ「元治三年」を用いた。これら帳簿は、芸州口の戦いで地域が負担した人馬費用、米銀の立替分などの支払い、精算を求めるため作成され、後日、藩（諸隊）に提出されたと考えられる（同家に残るのはその控）。そのような帳簿にあえて「元治三年」が用いられている。

M. 徳田家文書「諸用文字」（徳田家文書<sup>151</sup>）

徳田家は幕末〜明治初年に長州藩領吉敷郡江崎村深溝の給畔頭を務め、明治以降は副戸長、村会議員などを務めた。徳田家文書に残る「諸用文字」と題された小型の横長帳は、公務、商用、日常生活で使用する用語を参照用書き上げたものである。この表紙に「元治式年丑極月吉日」と記されている。この冊子は徳田家で私的に用いるため作成されたもので、積極的に他人にみせるものではなく、ましてや作成に何らの政治的意図もない。このような私的な冊子に慶応改元後も「元治」が用いられている。

N. 安部家文書「売渡申水車之事」（安部家文書<sup>288</sup>）

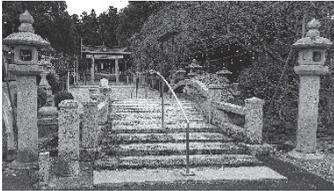
江戸時代、山口町の大年寄役なども務めた同町の有力町人安部家の文書に残る水車の売買証文に「元治三年丙寅七月」の記載がある。「鶏園中」の「水車一巻」（幕末期の天花水車場のことか）を「此度仕法替二付」という理由で、御小



文に「元治三」が用いられている点に注目しておく。

### ○ 仁壁神社の石橋（山口市）

山口市の仁壁神社（三ノ宮）の参道前に石橋が架かる。橋左の「石橋」と刻まれた石柱には、架橋時の宮司名として「大宮司従五位 高橋右工門尉□□□（□は判読不能）」、奉納者として「架主 桑原治郎 徳田勤兵衛 宇佐田万吉 徳万伊助」（山口宰判の大庄屋・庄屋クラス）が刻まれ、さらに架橋年および職人名として「元治二



仁壁神社の石橋

納戸御用達徳永直四郎が安部平右衛門に売却した際の証文である。「御小納戸御用達」との肩書から、徳永は幕末期、山口にいる毛利家へ日常品などを調達・納入する役目を担った御用達商人であったと推測されるが、その徳永が「鶏園中」の水車売却の役割を担った理由は不明である。ここでは、水車の売買という経済活動に関わる証

乙丑九月吉日 工師一宝」と刻まれている（「工師一宝」とは石工の一宝家を指す）。石造物では、慶応改元通知からもっとも近い、九月時点での「元治」使用例となる。

### P. 楠公祭祝詞（奈古屋家文書420）

奈古屋家は徳山藩士で、禄高五〇〇石、家老、上級家臣の家柄である。奈古屋家文書に残る「祝詞」は、「東衛団の陣屋に齋場を設け、楠木正成を祀る楠公祭を行った際の祝詞を記す。ここに「元治四丁卯歳五月廿三日」と記されている（慶応三年）。祝詞最後に「大江蕃裕」の名が見える。十一代当主・蕃暇の息子に「裕」がおり、彼のことを指すと推測される（徳山毛利家文庫・譜録829）。詳細は不明だが、支藩の徳山藩士も改元後「元治」を使用する例があり、それが慶応三年まで続いていたことを示す。

### 五 慶応改元後の「元治」使用の理由

慶応改元後に「元治」が使われた理由をそれぞれの例に即し考えたい。検討したように、すくなくとも十八世紀前半には幕府から大名へ改元情報を伝えるシステムが整備されていた。そうしたなか、幕末期、長州藩のみ「慶応」は幕府から伝えられなかった。この事実を重視したい。明治十年代、毛利家編輯所員が「貶テ」と表したように、この事実は藩内の人々に屈辱的出来事として意識されたふしがある。第一次幕長戦争終了後も毛利家・長州藩の復権は叶

わず、「朝敵」の汚名はそそれがれず、幕府は再度征長軍を派遣し不当な処分を下そうとしている、と長州藩内の人々は認識する。そうした状況下、藩内のさまざま階層、立場の人々が、「慶応」にどのような感情をもち、「慶応」でなくあえて「元治」を使う場合、そこに何を主張し、どのような意味をもたせようとしたのか、という視点から考えてみる（A～Pは三章の各事例に対応）。

#### (1) 藩政府

G「長防臣民合議書」（元治二年十一月）およびH「出師檄」（元治三年六月）は、改元通知後にも関わらず長州藩政府自身が「元治」を使用した例であり、それが藩外の人々の目を意識し作成されたものである点が注目される。

第二次幕長戦争開始直後、「出師檄」と同月、藩政府「御軍事方」が「周防長門両国の人民」に向け配布した印刷物がある。戦争の理由を説明し、民心安定を図るため配布した。これには「慶応二年寅六月」とあり「元治」を用いていない<sup>(42)</sup>。前年改元を通知した藩政府とすれば、藩内への配布物に「慶応」を用いるのは当然である。しかし、同時期の高札「出師檄」には「元治」を用いた。戦争開始直後、藩内向けには「慶応」を、藩外の人々に向けた高札には「元治」を使う。この違いから、「元治」使用を通じて、藩外の人々に長州藩の立場をアピールしようとする、藩政府の政治的意図を読み取ることができる。

幕末長州藩における年号「元治」と「慶応」（山崎）

あえて「元治」を使うことで、幕府が長州藩に「慶応」を通知しなかった事実を藩外の人々に広く知らしめることができる。幕府の不当な処置により、我々長州藩は「慶応」でなく、まだ「元治」を使い続けているのだと（実際には藩内でも公式に「慶応」を使い始めているのだが）。改元後も使用される「元治」は人々の耳目を引き、長州藩の立場、正当性の主張（新元号非通知という不当な扱いの原因ともなった「朝敵」の汚名、冤罪を晴らすための行動であるとの主張）への理解と支持を得るためのシンボルとなる。藩政府はそのような政治的効果を期待し「元治」を用いたと推測される。

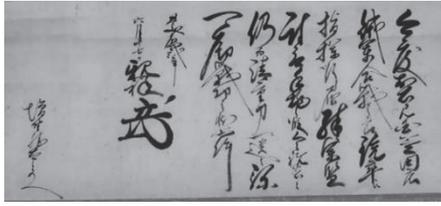
#### (2) 益田家家臣

益田家家臣らは、主君を祀る神社へ奉納する石造物に「元治」を刻み、「慶応」を用いなかった（△）。

益田親施・国司信濃・福原越後の三家老は禁門の変の責任を取る形で自刃した。三家老の家臣たちからすれば、毛利家、藩の存続のため、第一次幕長戦争終結のため、自分たちの殿様は罪を被り、腹を切り、首を差出したとの思いをもったはずである。にもかかわらず、戦争後も幕府は藩主父子の復権を認めず、あろうことか藩主父子に不当な処分を下そうと再び征長を命じた。その幕府は藩に新元号も伝えない。これでは我らの殿様は無駄死ではないか。そうした思いを強くしたのであろう。益田家家臣たちの無念さや屈辱感が、伝えられなかった年号、主君の死が無駄にされ

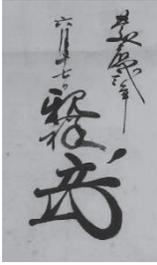
た象徴ともなった年号「慶応」を奉納物に刻むことへの拒否感を生む。早い例は鳥居の「元治三年四月」銘だが、それは第二次幕長戦争開戦直前である。まさにこの時期、奉納物に「慶応」を刻みたくない気持ちは理解できる。

一方で、神社に奉納された石造物には「慶応」使用例もある。「慶応四年戊辰八月吉祥日」銘の手水鉢、「慶応四年辰九月朔日」銘の井戸囲石垣で、前者は益田家家臣、後者は給領地の豪農大谷家が奉納したものである。



益田親祥感状（「慶応三年六月十七日」とある）

\*該当部を左に拡大



慶応三年十二月八日、朝廷は敬親父子の官位を復し入京を許可した。毛利家の復権は果たされた。翌日、王政復古が宣言された。徳川慶喜は辞官納地となる。慶応四年一月戊辰戦争が始まり、慶喜へ追討令が下る。同年四月江戸開城、七月江戸は東京となる。九月「慶応」は「明治」に改元される。主君の死はようやく報いられた。年号「慶応」にまつわる益田家中の無念さや屈辱感は一掃される。神社への奉納物

に「慶応」を刻む抵抗感も消える。「元治三年」「元治四年」銘との対比で、石造物に刻む「慶応四年」銘は、今度は主君の死が報いられた象徴ともなる。

なお、藩の改元通知後、益田家中でも公式には年号は「慶応」である。親施設去後、益田家当主の地位を継いだ親祥が、石州口の戦いで功績のあつた家臣増野勝太に刀を下賜した際の感状には「慶応三年六月十七日」とある（上写真・増野家文書<sup>74</sup>）。益田家中でも閏五月十一日以降、公式には「慶応」を用いる。永代家老の家である以上、藩の触には従う。笠松神社への奉納物に「元治」「慶応」いずれを用いるか、それはあくまで主君の死を思う益田家家臣（および益田家領民）たちの心、内面の問題である。

### （3）藩士・陪臣・諸隊士

改元後「元治」が使用される例は、藩士、陪臣、諸隊士の周辺に多い。特に、諸隊士関連の事例が目につく（B、F、K）。これらについては、戦闘者としての本質をもつ彼らが、第二次幕長戦争をどのような戦いと認識していたのかという視点を入れ考えたい。

「長防臣民合議書」には、長州藩主父子の冤罪を晴らすため決死の覚悟にある「防長士民」は、「忠臣烈士」である赤穂浪士と同じだという意味の記述がみえる。また、「防長士民」の心情を物語るものとして、

国内一統決死防戦、七度人間に生れ候ても此御冤罪を

晴し奉らずては不相濟(略)

毛利氏數百年之高恩を蒙りながら、其主人の冤罪を傍觀座視致したりと口々に申触らるゝは、手足耳目を具し、此世に生じたる甲斐も無之次第(略)

との表現もある。もちろん宣伝工作文書という性格上、誇張はある。しかし、抗幕政權の成立した長州藩内、特に藩士、陪臣、諸隊士らが、對幕府戰爭に向けどのよう意気込みであったか、その片鱗を伝えるものではあるだろう。

彼らの中には迫る幕府との戰爭を、長州藩主父子の冤罪を晴らすための、臣下による忠義の戦いであると認識し、戦いで死は毛利家、藩に捧げる名譽の死と思うものが少なからずいたと思われる(F「以身殉國」「一死殉國」の文字)。

彼らは、幕府から「慶応」が通知されなかつた屈辱感、そこから生じる「慶応」への嫌悪感もひときわ強かつただろう。彼らの周辺では、戰爭が近づく慶応元年(元治二年)末以降、あえて「元治」を使う例がみえ始める(J・K)。そして戦後、戦死者の墓に「元治」を刻み(D・E)、戰爭を振り返る際に「元治」を使う(B・C・F・I)。「忠臣烈士」を意識する彼らは、屈辱感と嫌悪感の拭えない「慶応」を忌避する。幕府への異議申し立てと「忠臣烈士」としての自負心、誇りが彼らを「元治」使用へと掻き立てる。Pの例は、そのような意識が支藩士にも共有されてきたこと、第二次幕長戰爭後までその意識が続いたことを示す。

一方、諸隊士の墓でも「慶応」を刻むものは多い。藩が公式に改元を通知した以上、「慶応」の使用にこだわりを持たない者が多くいたのも、また事実であろう。

#### (4) 百姓・町人

藩内の百姓・町人らによる改元後の「元治」使用例もいくつも確認でき、くわえて地域的な広がりもみえる(L・O)。個々の事例、その背景には具体的な検討が必要だが、少なくとも藩士、陪臣、諸隊士たちが抱く年号「慶応」への感情が、百姓や町人たちにも共有される面があつたといえるだろう。日常生活に直結する重大事である年号改元、それを通知しなかつた幕府の行為は、幕府にも正当な理由、考え方があつたにせよ、現在想像する以上に、百姓・町人たちを憤らせ、反幕府感情をおおる面があつたのではなからうか。A・Oなど神社への奉納物(石造物)に「元治」使用例が多いのは、神職ら当時の在地の知識人が、この問題に過敏に反応したことも想像させる(Fに關わる八幡隊の場合も、元は山口八幡社神官宅に屯集した有志に始まる隊)。

百姓・町人らによる改元後の「元治」使用例が少なくない事実から、幕府による年号「慶応」の不通知が、結果的に、他藩領民も含め、長州藩への支持を高める結果につながつた可能性も考えてみたい。

## おわりに

本稿では、長州藩内で慶応改元後も「元治」使用例があることに注目し、その背景と理由につき検討した。重要な事実は、「慶応」が幕府から長州藩へ公式に伝えられなかった年号であったこと、一方藩政府は、その状況においても藩内へ改元を正式に通知し、結果、藩内でも公式には「慶応」が新年号として使用されたこと、この二点である。「元治」と「慶応」は長州藩内の人々にとり特別な年号となった。藩政時代の一年号ではない。<sup>(44)</sup>

第一次幕長戦争ののち、元治の内戦を経て抗幕政権が成立した長州藩に対し、「朝敵」扱いは続き、「長州処分」が政治上の焦点となる。慶応改元直後、幕府は再び征長軍派遣を決める（のち朝廷も勅許）。慶応二年六月に第二次幕長戦争がはじまり長州藩はこれに勝利する。こうした状況下、立場の異なる藩内の様々な人々が、年号「元治」と「慶応」にどのような感情をもち、どのような主張を込め改元後も「元治」を使用したのかという視点が有効と考える。

藩外の人々に自らの正当性を主張するに際し、シンボルとして「元治」を使用した藩政府、報いられない主君の死を思い「慶応」使用を拒否した益田家家臣、自らを「忠臣烈士」とし、屈辱感と嫌悪感を帯びた年号「慶応」を忌避して「元治」を用いた一部の藩士、陪臣、諸隊士たち、彼らに同調しつつ藩政府への支持を込め「元治」を使う百姓・

町人たち。慶応改元後の「元治」使用には、それぞれ異なる思いを読み取ることができる。

毛利家・長州藩の復権を経て、新しい「明治」という時代が進む中で、年号「慶応」をめぐる人々の感情は徐々に忘れ去られていくだろう。ただし、毛利家周辺、特に毛利家の歴史を編む毛利家編輯所員らにとっては、それは忘れたい記憶として残る。「朝敵」となった汚名を晴らすこと、それは以後の歴史編纂事業での大命題となる。

本稿での検討は推測も多いものであり、今後より多くの事例を集めることで、いつそう明らかにできる部分もあると思われる。なお、益田家中同様、三家老の他の家、国司信濃家中や福原家中でも慶応改元後の「元治」使用例はなかったのか、彼らが年号「慶応」にどのような感情を抱いていたのか、これも興味深い問題であるように思う。

## 註

- (1) 所功『年号の歴史』（雄山閣出版 一九九六年）。
- (2) 「元治四年と言ふ年号」『日本歴史』386号 一九七九年。
- (3) 読売新聞二〇一九年四月二十日記事「長州藩士改元を拒否」。
- (4) 『須佐町の碑石と碑文』（須佐町教育委員会 一九八〇年）の「四笠松神社 益田親施墓碑」の項。
- (5) 明治期山口県域での新暦の浸透過程と生活の変容を検討したものに三宅紹宣「明治改暦と新暦の浸透過程」（頼祺一先生退官

記念論集刊行会編『近世近代の地域社会と文化』（清文堂 二〇〇四年）。

(6) 所功『年号の歴史』、久保貴子『近世の朝廷運営―朝幕関係の展開―』（岩田書院 一九九八年）の第一章・第六章など。

(7) 文化改元についてはすべて「公儀事諸控」（毛利家文庫41公儀事17（8の8）、以下17（8・8）のように略記）による。なお、以下引用史料はすべて当館蔵。毛利家文庫は請求番号のみ記す。

(8) 大目付廻状・同席触廻状については、日本歴史学会編『概説古文書学 近世編』（吉川弘文館 一九八九年）、当館第14回中国四国地区アーカイブスウィーク解説シート「幕令の伝達―幕府の意志をどう伝えるか―」（吉田真夫執筆 文書館ウェブサイト）。

(9) 「公儀事諸控」（4（18・18））「年号改元之事」。

(10) 「公儀事諸控」（19（14・13））。

(11) 「諸事小々控」（31小々控3（2の2））「天和を貞享ニ改元之事」。「公儀事控」（4（18・18））。

(12) 「明暦以来改元覚」（17年表14）の「年号万治ニ改元之事」。

(13) 同右「天和ニ改元之事」。

(14) 「公儀事諸控」（41・5（8・8））。

(15) 「明暦以来改元覚」の「貞享ニ改元之事」。

(16) 「諸触控」四（40法令189（75・10））。

(17) 前掲久保氏研究を参考にした。

(18) 「部寄」（32部寄12（23・4））。長州藩から支藩宛て書状も同。

(19) 右同。なお、差出者肩書に「田舎罷越ニ付」とあるのは、給地に帰り萩におらず、連署花押が出来なかったことを意味する。宛名は長府藩家老衆。

(20) 前掲久保氏研究を参考にした。

(21) 同氏『明治維新と国家形成』（吉川弘文館 二〇〇〇年）Ⅲ大名合議構想の展開「二征長と將軍進発」187頁。

(22) 『宇都宮孟綱日記』第八卷（秋田県公文書館 二〇一三年）。

(23) 広島県立文書館史料集5『村上家乗 元治元年・慶応元年』（広島県立文書館 二〇〇八年）。

(24) 三宅紹宣『幕長戦争』（吉川弘文館 二〇一三年）。

(25) 「部寄」（32部寄13（19・9））。

(26) 71藩臣日記6（9・5）。

(27) 青山忠正氏『幕末維新の個性7 高杉晋作と騎兵隊』（吉川弘文館 二〇〇七年）162～164頁。

(28) 青山忠正氏によれば、第一次幕長戦争終了後の状況は、「十九世紀武家社会の論理からすれば、朝敵毛利家父子は、何らかの処分に付されない限り、『於闕下暴動（幕門の妻・山崎述）の罪科を償ったことにならず、停止された官位が復旧されることもない」という（前掲『明治維新と国家形成』Ⅲの一182頁）。

(29) 59忠正公一代編年史2（111・69）。

(30) 「御書付控」（40法令160（46・45））。

(31) 慶応改元後の「元治」使用例については金谷匡人氏から多くの教示を得た。記して感謝します。

(32) 『美東町史 資料編』（二〇〇四年 美東町）第6章金石文・金麗社の項（365頁）に碑文全文が収録されている。

(33) 碑文全文は『山口市史 史料編 民俗・金石文』（山口市 二〇一五年）773～774頁収録。八幡隊は文久三年九月、山口八幡社神

- 官宅に屯集した有志に始まる隊。初め神威隊のち八幡隊を称す。十二月秋穂浦に転営。元治元年六月上京(『山口県史 史料編 幕末維新6』別冊「長州諸隊」一覽)。朝日山招魂社は慶応元年四月建立。四日地開き、二十五日棟上げ。この日は花火や狼煙をあげて祝ったという(『秋穂町史』(秋穂町 一九八二年) 373～374頁)。
- (34) 当館所蔵の「長防臣民合議書」については当館第14回中国四国地区アーカイブスウィーク解説シート「長防臣民合議書」(木活字版・製版)(山本明史執筆 文書館ウエブサイト)参照。
- (35) 「年度別書翰集廿五」(70年度別書翰集1(47+27))。
- (36) 三宅紹宣『幕末・維新时期長州藩の政治構造』(校倉書房 一九九三年) 第三部第一章「長州戦争期の村落動向」の註(8)。
- (37) 「四境戦争一事 石州口」(『山口県史 史料編 幕末維新4』(山口県 二〇一〇年) 737～738頁)。
- (38) 竹本知行「石州口の戦いにおける大村益次郎の作戦指導」(『軍事史学』 231号 二〇二二年)。
- (39) 三宅『幕長戦争』99頁表8「芸州口長州軍編成」。
- (40) 柳沢家は新羅三郎義光を祖とし「武田」を称する。ここから「武田隊」の名が付いたと考えられる。
- (41) 中野正行『第二奇兵隊参謀榎崎剛十郎伝』(一九七二年)。第二奇兵隊事件については岡崎鎮生『長州第二奇兵隊の悲劇 倉敷・朝御暴動事件』(私家版 二〇一四年)、同『長州第二奇兵隊 倉敷・浅尾暴動事件』(同 二〇一八年)が詳細に調査検討している。
- (42) 「四境戦争一事 大島郡」(『山口県史 史料編 幕末維新4』 281頁)。
- (43) 明治二十四年(一八九一) 贈位記念として万倉峠招魂社に建

てられた「国司信濃君碑」には、「国のため罪を引き従容と死につく」と刻まれている(堀山久夫編著『国司信濃伝』(国司信濃顕彰会 一九六四年) 263～264頁)。また福原越後は、岩国竜護寺での切腹の儀式の際、その罪を述べた罪状書の読み聞かせが終わってもしばらく「御請け」(罪を認める)の返答に及ばなかったという。「御国体を破り」「宸襟を驚かし奉り」「不忠不義の至り」などの文言があり、禁門の変の責任を一方的に押し付けようとされたことへの不満を示したとされる(『宇部市史 通史編上』(宇部市 一九九二年) 第4編第8章 1048～1050頁 三宅紹宣執筆)。そのような後は福原家中へと伝わり、彼の無念さは家中でも共有されたであろう。

(44) 石川敦彦編『近世防長古文書用語辞典 改訂版』(私家版 二〇二三年) は「元治」の項目を載せ、「ゲンジと読むのが正しいが、防長ではガンジと読む。幼児によく噛むことをガンジガンジしなさい」ということ由来し、元治期以降の臥薪嘗胆を意味してガンジと読むと聞いた」と説明する。「元治」の読み方という問題も興味深く、ここにも防長地域における年号「元治」の特殊性が示される。石川敦彦氏がこうした歴史的な音声情報も取り上げ記録されたことに感謝したい。